(表 面) 第 号 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の25第2項 において準用する同法第12条の2第7項の規定による 身分証明書 職名及び氏名 写 出 年 月 日生 スタンプ 年 月 日交付 真 原子力規制委員会 印

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A6とする。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)

第12条の2 (略)

$2 \sim 5$ (略)

- 6 前項の検査に当たつては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて 原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。
 - 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
 - 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査
 - 三 関係者に対する質問
 - 四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出(試験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること。
- 7 前項第1号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係 者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 8 第6項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第43条の25 (略)

- 2 第12条の2第2項から第5項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第6項から第8項までの規定はこの項において準用する同条第5項の検査について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第43条の25第1項」と、同条第3項から第5項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「使用済燃料貯蔵事業者」と読み替えるものとする。
- 第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 - 四の四 第12条の2第6項(第22条の6第2項、第43条の2第2項、第43条の3の27第2項、第43条の25第2項、第50条の3第2項、第51条の23第2項及び第57条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者